

# 長期化する貿易摩擦と 企業の関税管理

EY 税理士法人 インダイレクトタックス部リーダー  
大平 洋一



## 1. はじめに

2021年1月20日、それまで保護貿易主義を主導してきたトランプ米大統領が大統領選で敗れ、民主党のバイデン政権が誕生しました。政権交代によってこれまでの貿易摩擦が解消されることへの期待感が一時はあったものの、対中関税の撤廃や新規貿易協定の締結を急がないことが早々に宣言され、米国が伝統的なグローバル自由貿易体制に回帰することは当面期待できないことが明らかになってきています。その一方で、WTO上級委員会の委員選任問題に象徴されるようにWTOの形骸化が一層進んでおり、WTOの枠組みにとらわれずに独断的な貿易措置をとる国々が現れる土壌も整いつつあります。他方、保護貿易主義への対抗としてHEU経済連携協定（HEU EPA）や地域的な包括的連携協定（RCEP）などメガFTAと呼ばれる大規模な自由貿易協定の締結もこの数年間で急増しています。そのこと自体は企業にとって有益であるものの、自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）の乱立状況は自由貿易圏の重層化を招いており、結果的に国際貿易の複雑化に寄与しています。

このようにグローバル企業を取り巻く今日の国際貿易環境とは、透明性と予測可能性が十分に確保されていた数十年前までの国際貿易環境とは大きく変化しています。企業は、この新しい環境下においても、グローバルサプライチェーン上のコストとリスクを抑え続けられるよう、社内の通商関税管理体制を新しい環境に適合させるべく対応していくことが求められています。

## 2. FTA・EPAの活用

保護貿易主義の台頭により企業の国際貿易コストが上昇しているなかで、FTA・EPAの活用は当該コストの抑制に大きく貢献します。特にアジアにおいては、通常関税率が高止まりしている関係でFTA・EPAの利用は数十パーセントもの陸揚価格の下落を生み、輸

入国市場での製品競争力に圧倒的な影響を与えます。ただし、多くのFTA・EPAが乱立している今日の下況下では、各協定のルールに即し法令順守を確保しつつFTA・EPAを利用することに対するハードルが上がっています。

FTA・EPAは無条件に協定国間の関税が減免されるのではなく、「原産地規則」と呼ばれる協定要件を個々の輸入貨物が満たしていることが証明されてはじめて関税が減免されます。企業側で行うその確認プロセスとは、一般的に<図1>にある様な流れとなります。

図1

- 1 FTAの適用を考えている製品の輸入国側のHSコードを調べる。
- 2 HSコードの情報を基に、税率と原産地規則を確認し、適用すべきFTA・EPAを特定する。
- 3 当該製品の生産工程表やコストデータを作成し、FOB価格に占める利益、加工賃、各部品の単価、原産地、HSコードなどを確認する。
- 4 原産地規則に照らし合わせて基準を充足するか確認する。
- 5 サプライヤに対して部品レベルでも原産性を有していることの確認として、サプライヤ証明書または原産地証明書の取得をお願いする。
- 6 サプライヤから取得する情報に基づき、原産性の再計算を行う
- 7 基準を満たしている場合、輸出当局に申請を行う。または自己証明制度を活用し、輸出に向けて原産資格証明書を作成する。
- 8 当局からの事後的な調査に備えるべく書類保管を行う。
- 9 貨物が輸入国に直送されることを確認する。
- 10 輸出後、オペレーションの変更や価格の変更により原産性に影響が出ないか原産資格のモニタリングを行う。

ます。

当該作業は、協定ごとにモデル単位で実施する必要があり、HSコードの特定やサプライヤへの確認作業を含めれば、6カ月間ほどの時間が拘束される工数となり、生産管理や購買などの本来業務がある担当者の工数は瞬く間に上記作業に奪われてしまい、工数不足に陥ります。また、限られた工数の中で作業を行うことから、協定文の法解釈の精査が不十分で、誤った法解釈に基づき原産資格の計算がされてしまっているケースも目立ちます。昨今のように適用するFTA・EPAの数が増えていくと、こうした工数不足やコンプライアンス違反の問題がさらに表面化することが予想されます。

特に注意が必要なのが、輸出当局から原産地証明書を手に入れていることだけでは法令を遵守していると言い切れないという点です。企業のFTA・EPA対応同様、輸出当局側も増え続けるFTA・EPAの数と企業からの申請件数の増加により、恒常的に工数不足の状態にあり、申請内容をすべて詳細に確認するようなことはできず、リスクベースでの確認しか行っていないのが実情です。特にアジアの輸出当局の多くは、輸出時の原産性確認は表面的なものが多く、その結果として原産資格を有していない貨物についても原産地証明書が発給されてしまっていることが散見されます。

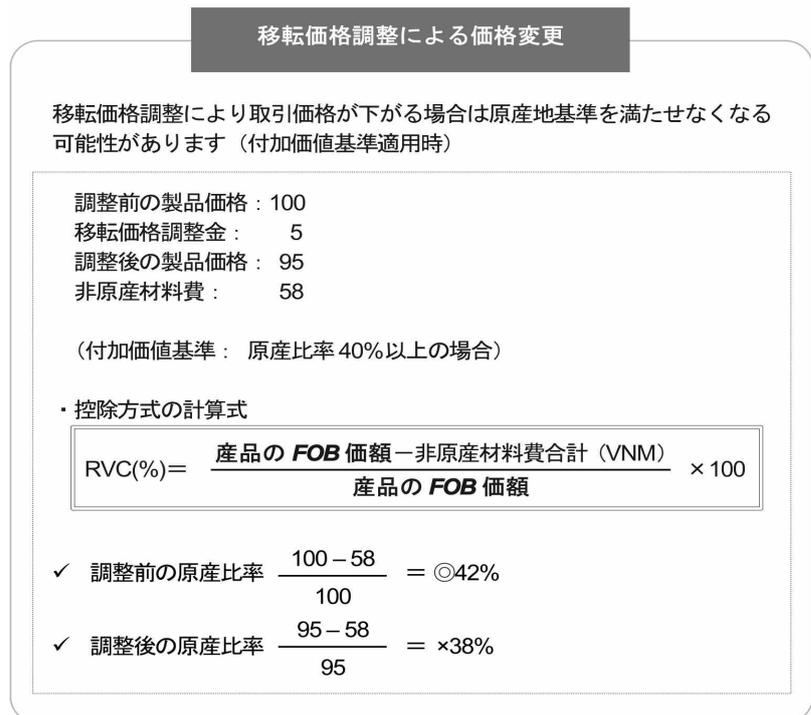
この状況に対して不満を募らせているのが輸入国税関です。本来FTA・EPAの仕組みというのは、輸出当局が責任をもって輸出貨物の原産資格の確認を行ったうえで原産地証明書を発給することを前提に、輸入国税関が当該証明書を額面通り受け入れ、免税での通関を許可するというものです。しかし、その大前提が崩れてきていることに税関は危機感を抱いており、今後企業に対する輸入国税関による原産資格の確認依頼は増加することが予想されます。実際にインドのように具体的に原産資格の証明責任を輸入者側に担わせる法改正を行った国まで出てきています。これからはそのような税関からの調査に耐え得る管理体制が求められます。

### 3. 移転価格の管理

FTA・EPAと関連してコンプライアンスの観点から重要な分野が、関税面からの移転価格の管理です。移転価格は、関連者間のクロスボーダー取引において、適切な法人税が関係国にて納税されることを担保するための価格設定プロセスのことを指しますが、当該価格が製品輸入時の関税上の申告価格にも使われているのが実態です。今日のように急な追加関税の賦課や貿易制限措置の発動が生じやすい国際貿易環境下において、計画通りに利益を確保することは難しく、年度末に調整金を発生させることで関係会社の利益率を適正レンジに収めることが頻繁に行われています。特に新型コロナウイルスの影響などで昨今は輸入国側の法人の利益率を上方調整させる必要性から、移転価格調整金の名目で売手側の法人から年度末に送金が支払われるケースが目立ちます。このような行為は、事後的に輸入貨物の取引価格を引き下げることの意味ですが、この行為がFTA・EPAの原産性に影響し得る点に注意が必要です。

FTA・EPAの原産地規則には、付加価値基準と呼ばれる製品価格に占める原産割合を確認する基準があります。<図2>にあるように当初100ドルに設定された製品について58ドル相当の非原産材料費がある場

図2



合、42%の原産付加価値があることから、当該製品は40%付加価値基準の原産地規則を満たすこととなります。しかし、輸入国法人の利益確保のために年度末に移転価格調整金を発生させた結果、遡及的に価格が95ドルに調整された場合、当該基準を満たさなくなります。この場合、修正申告が必要となり、関税の追加納付を行うこととなります。

一方、輸入国法人の利益を下方調整するような場合は、一般的には遡及的に輸入取引価格が上昇したことを意味するため、輸入申告価格について修正申告を行い、追加納税を行うこととなります。

この様に主に法人税の管理手法である移転価格税制は、関税支払額にも影響を与え得ることから、今日のように移転価格調整金に関係会社間で発生しやすい環境下においては、関税の観点からもしっかり管理することが重要です。

#### 4. 関税管理業務のアウトソーシング

国際貿易コストが上昇傾向にあるなかで、複雑に絡み合うFTA・EPAを徹底的に活用することでコストを下げつつ、移転価格税制上の対応が関税リスクを併発させないよう管理していくことは容易ではありません。特にコスト競争力の維持の観点から、①より多くの取引および貿易路の網羅、②より多くのFTA・EPA協定文の解説および理解、③より多くの原産資格の計算およびモニタリング、④より多くの内外ステークホルダーとのエンゲージメントが、社内の関税管理部隊に要求されることになると考えると、既存の社内リソースのみで対応していくのは難しくなっていくことが推測されます。

一方、FTA・EPAに関する業務は、専門性が必要であるものの作業内容はルーチン業務が大半を占めます。関税管理業務をアウトソースするという発想を持たれる企業はまだ少ないものの、この手の業務はそのルーチン性から実はアウトソーシングに向いているといえます。これまでも企業は、給与計算業務など社内で行っていた業務について、専門性と工数不足の観点からビジネスプロセスアウトソーシングを活用してきた経緯があります。通商関税管理業務についても、アウトソーシングを活用することで、限りある社内リソースをより付加価値の高い戦略的業務に集中させ、

FTA・EPA業務の様に外注できる作業についてはアウトソースを進めることで、コスト削減の徹底とコンプライアンスの維持・強化が達成されるといえます。

